

## 茨城県障害福祉事業所賃上げ支援事業の概要

### 1 事業の内容

- 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得し、取組を推進する（又は見込み）事業所等に対して、人件費の改善に必要な費用を補助する。
- 処遇改善加算の対象外サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）については別途示す処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす（又は見込み）事業所に対して、人件費の改善に必要な費用を補助する。

### 2 補助金の用途

対象となる事業所に勤務する福祉・介護職員以外も含む障害福祉従事者への賃金改善のみ

### 3 補助額

利用者ごとの補助額＝基準月の障害福祉サービス等総報酬×交付率

※基準月の障害福祉サービス等総報酬は、基準月の障害福祉サービス等報酬総単位数に、1単位の単価を乗じたもの。

※交付率は、サービス類型及び国実施要綱6の補助金の要件別に6月分として設定された国実施要綱の別紙1表1、表2に掲げる交付率とする。

**※基準月は、原則として、令和7年12月とする。**

### 4 対象事業所

下記（1）又は（2）のいずれか

（1）国実施要綱の別紙1表1に掲げるサービスの事業所で国実施要綱6（1）を満たすもの

（下表参照）

基準月に処遇改善加算を算定している	処遇加算III又はIVを算定している場合		職場環境等要件（国実施要綱の別紙1表3）について、全体から8以上の取組を実施していること		
	処遇加算I又はIIを算定している場合	右の取組のいずれかを実施している	経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額460万円以上であること		
			職場環境等要件（国実施要綱の別紙1表3）について、全体から14以上の取組を実施していること		

（2）国実施要綱の別紙1表2に掲げるサービスの事業所で国実施要綱6（2）を満たすもの

（下表参照）

ア～ウの要件を全て満たす	ア 任用要件・賃金体系の整備等	全て満たす	一	職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること		
			二	一に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時に支払われるものを除く。）について定めていること		
			三	一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての職員に周知していること		
イ 研修の実施等		全て満たす	一	職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること	a又はbのいずれかを満たす	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、職員の能力評価を行うこと
			二	一について、全ての職員に周知していること。		資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること
	ウ 職場環境等要件		実施要綱の別紙1表3に掲げる「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。			

## 【注意】**対象外**となる事業所

○R8年4月以降に新規開設する事業所

○県への計画書提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所

## 5 賃金改善の対象者

本事業を活用して賃金改善を行う対象者は、対象となる事業所に勤務する福祉・介護職員以外も含む障害福祉従事者とする。

## 6 補助対象経費（賃金改善の方法）

○本事業の対象となる障害福祉サービス事業所等を運営する障害福祉サービス事業者等は、補助額に相当する障害福祉従事者の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く））の改善を新規に実施しなければならない。

○賃金改善の詳細については下記のとおり

- ・基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。その際、障害福祉サービス事業者等は、特定した賃金項目を含め、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の賃金水準を低下させてはならない。
- ・令和7年12月15日以前に決まっていた賃金改善の原資にすること、同期間に決まっていた賃金改善の代わりに本事業により賃金改善を行うことも認められない。
- ・基本給による賃金改善が望ましいが、障害福祉サービス事業者等の判断により、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。
- ・一部の職員に本補助金を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内的一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。

## 7 留意事項

### （1）補助金の返還

次の①から③のいずれかに該当する場合は、既に交付された補助金の一部又は全部について県へ返還となる可能性がある。

- ①補助金の補助額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら国実施要綱8（5）の特別事情届出書の届出が行われていない、労働法規を遵守していない等、本要綱に記載の要件を満たさない場合（期限内に誓約した内容が満たされていない場合を含む）
- ②虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合
- ③障害者総合支援法その他の関係法令に違反した場合

### （2）支払い

支払いは、法人ごとに一つの口座に対し行う。

### (3) その他

- ① 本事業による賃金改善については、障害福祉サービス等報酬における処遇改善加算による賃金改善額には含めない。
- ② 交付額については、同一の設置者・事業者が運営する他の事業所・施設（補助金の対象である事業所・施設に限る。）における人件費改善に充てることができる。

#### 注意事項

- ・本書は主に国実施要綱（※1）を要約したものです。
- ・申請にあたっては**必ず国実施要綱本文及び県交付要項（※2）を確認してください**（条件等の詳細や例外規定等について記載されています）

※1：障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱

　障害者について：厚生労働省発出の要綱を参照

　障害児について：こども家庭庁発出の要綱を参照

※2：茨城県障害福祉事業所賃上げ支援事業補助金交付要項